

**資料 1**

**保育所等利用調整基準の見直し等について（案）**

1 保育所等利用調整基準見直しの目的について

令和3年度の保育園入園申込みに当たり、令和2年度の申込状況等を踏まえ、保育所等利用調整基準の一部を見直す。

2 保育所等利用調整基準見直しの内容について

(1) 基本指数

① 育児休業中で入園時に仕事に復帰しない場合について

条件（基本指数（10））	基本指数
育児休業中で入園時に仕事に復帰しない場合	5

ア 見直しの内容

廃止

イ 見直しの理由

育児休業を取得している保護者が、育児休業の延長に必要な保留通知を希望する申請において、保育の必要性を下げても申し込むことができるようにするため、本項目を創設したが、0歳児クラスにおいて、育児休業を取得したまま保育所に入所する事例が発生している。そのため、求職活動中の人などの、より保育を必要としている人が入所保留となるケースがあった。

本来、育児休業を取得している場合は、保育の必要性がなく、家庭で保育が可能であることから、「育児休業中で入園時に仕事に復帰しない場合」については、入所の要件としてそぐわないため、廃止とする。

②育児休業を取得している場合

(育児休業取得前に既に保育所等を利用していた子どもが、転園を希望する場合のみ)

条件（基本指数（追加））	基本指数
育児休業を取得している場合 ※育児休業取得前に既に保育所等を利用していた子どもに限る。	5

ア 見直しの内容

追加

イ 見直しの理由

育児休業取得前に既に保育所等を利用していた子どもについては、新たな兄弟姉妹の誕生により、保護者が育児休業を取得した場合であっても、保育の継続性の観点から、在園を継続させることが望ましく、この事例において転園を希望した場合に審査をするため、基本指数の項目として追加する。

(2) 調整指数

①希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合について

条件（調整指数（追加））	調整指数
希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合	-30

ア 見直しの内容

追加

イ 見直しの理由

育児休業から職場復帰を希望する保護者が多くいる一方、育児休業の延長のため、入所保留通知を希望する保護者（以下「保留希望者」という。）も存在する。

育児休業の制度上、保留希望者を、一律に保留扱いにすることは、好ましくないため、入所審査を行う必要性はあるものの、保留希望者を大きく減点し、優先順位を下げることにより、より保育が必要な保護者が入所で

きるようにするため、調整指数の項目として追加する。

なお、この場合は入所の意志がないと判断し、待機期間に含めないものとする。

(3) 基本指数と調整指数の合計が同一の場合の優先順位

① 市民税所得割額の合計が低い世帯について

条件（追加）	追加位置
市民税所得割額の合計が低い世帯	現 9 番目と 1 0 番目の間

ア 見直しの内容  
追加

イ 見直しの理由

現行の「基本指数と調整指数の合計が同一の場合の優先順位」の審査により順位が決定できない場合、くじにより抽選していたが、より公正に順位を市民税所得割額により決定するよう、新たに項目を追加する。

なお経済的に弱い立場の世帯を優先するため、合計額が低い世帯を優先する。